

函館市における有償運送等を取り巻く状況

1 移動制約者の状況（各年度3月末日現在）

① 介護保険要介護認定者の状況

平成29年度は65歳以上人口の約21.5%が要介護（支援）の認定を受けている。

○介護保険要介護等認定状況

（単位：人，％）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
65歳以上人口（人）		82,325	84,871	86,657	88,064	89,156
要 介 護 等 認 定 者	要支援1	4,166	4,316	4,261	4,217	3,456
	要支援2	2,568	2,671	2,859	2,854	2,726
	要介護1	3,480	3,612	3,702	3,887	3,929
	要介護2	2,419	2,496	2,619	2,838	2,887
	要介護3	1,844	1,987	2,083	2,214	2,265
	要介護4	1,786	1,841	1,879	1,985	2,030
	要介護5	1,783	1,773	1,765	1,842	1,892
	合計	18,046	18,696	19,168	19,837	19,185
65歳以上人口に対する割合（％）		21.9	22.0	22.1	22.5	21.5

（保健福祉部介護保険課）

② 身体障害者手帳交付者の状況

平成29年度は前年度より身体障害者手帳交付者数が223名減少。
障害種別では肢体不自由および内部障害が多い。

○身体障害者手帳交付者（等級別）状況

（単位：人）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1 級	4,329	4,278	4,228	4,236	4,196
2 級	2,036	1,966	1,906	1,851	1,787
3 級	2,555	2,500	2,404	2,353	2,306
4 級	3,316	3,317	3,239	3,148	3,074
5 級	741	756	741	738	739
6 級	687	671	661	658	659
計	13,664	13,488	13,179	12,984	12,761

○身体障害者手帳交付者（種類別）状況

（単位：人）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
視覚障害	1,000	1,000	980	966	932
聴覚障害	1,065	1,024	985	973	966
言語障害	119	116	118	125	127
肢体不自由	7,739	7,558	7,338	7,124	6,921
内部障害	3,741	3,790	3,758	3,796	3,815
計	13,664	13,488	13,179	12,984	12,761

* 聴覚障害…聴覚または平衡機能障害

言語障害…音声機能，言語機能またはそしゃく機能の障害

内部障害…心臓，じん臓，呼吸器，膀胱または直腸，小腸および免疫の機能障害

③療育手帳交付者（知的障害者）の状況

増加傾向にあり，平成29年度は前年度と比較して約1.03倍に増加。

○療育手帳の交付者状況

（単位：人）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
A判定	1,013	1,025	1,024	1,037	1,033
B判定	1,533	1,590	1,673	1,768	1,850
計	2,546	2,615	2,697	2,805	2,883

* Aは最重度・重度，Bは中度・軽度

④精神障害者保健福祉手帳の交付者の状況

増加傾向にあり，平成29年度は前年度と比較して約1.03倍に増加。

○精神障害者保健福祉手帳の交付者状況

（単位：人）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1級	204	219	229	229	222
2級	1,470	1,538	1,699	1,696	1,767
3級	612	653	686	707	718
計	2,286	2,410	2,614	2,632	2,707

（②～④ 保健福祉部障がい保健福祉課）

2 函館交通圏^{※1}における福祉車両等の状況（平成30年7月31日現在）

（単位：台）

		事業者数	一般車両数	福祉車両数	
一般乗用旅客 自動車運送事業	福祉輸送限定 以外	個人	88	88	0
		法人	19	746	6
		合計	107	834	6
	福祉輸送限定	40	13	41	
特定旅客 自動車運送事業	要介護認定者会員限定	5	1	3	

※ 函館交通圏（函館市（旧南茅部町区域を除く）・北斗市・七飯町

・乗務員およびヘルパー資格者（平成30年7月31日現在）

（単位：人）

乗務員	うちヘルパー資格者
1,551	52

（社団法人函館地区ハイヤー協会）

3 障害者関連支援制度

①重度身体障害者タクシー基本料金の助成

重度の身体または知的障害がある方の日常の利便向上と生活圏の拡大を図るために、タクシー料金の一部（基本料金×年間36回）を助成する。

○ タクシー乗車券の交付状況（平成29年度）

障害名	視覚 (1~2級)	下肢・体幹 (1~3級)	内部障害	療育手帳 A	合計
枚数	16,920	73,287	77,706	12,978	180,891

②タクシー利用料金割引制度

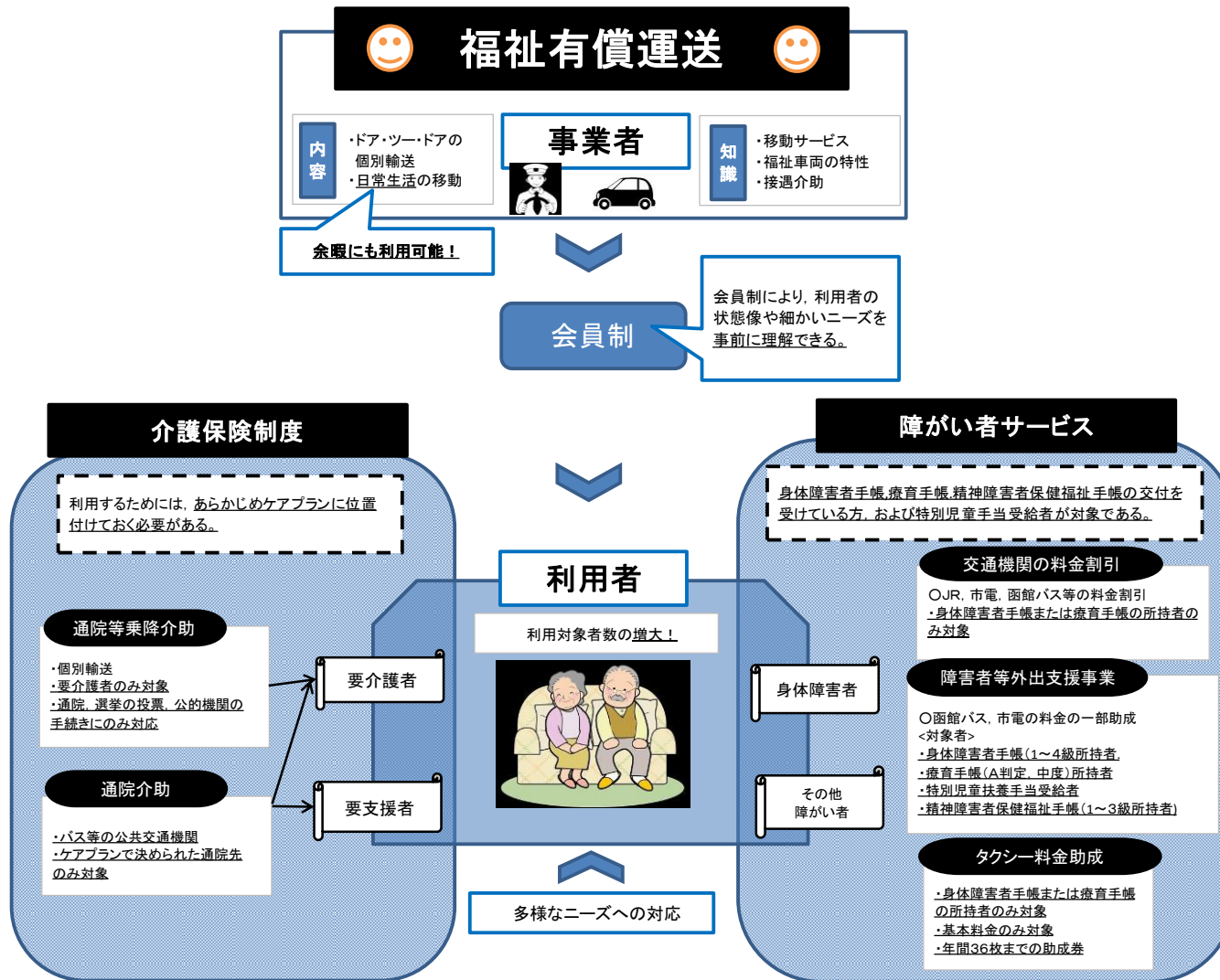
身体障害者手帳または療育手帳保持者乗車時呈示割引（事業者負担）

○身体障害者・知的障害者割引利用実績（平成29年度渡島・檜山分）

215,202人（タクシー乗車券使用者と身体障害者手帳または療育手帳提示者）

（社団法人函館地区ハイヤー協会）

(福祉有償運送にかかるイメージ図)



福祉有償運送



内容

- ・ドア・ツー・ドアの個別輸送
- ・日常生活の移動

事業者



知識

- ・移動サービス
- ・福祉車両の特性
- ・接遇介助

余暇にも利用可能!

会員制

会員制により、利用者の状態像や細かいニーズを事前に理解できる。

介護保険制度

利用するためには、あらかじめケアプランに位置付けておく必要がある。

通院等乗降介助

- ・個別輸送
- ・要介護者のみ対象
- ・通院、選挙の投票、公的機関の手続きにのみ対応

通院介助

- ・バス等の公共交通機関
- ・ケアプランで決められた通院先のみ対象

要介護者

要支援者

利用者

利用対象者数の増大!



多様なニーズへの対応

障がい者サービス

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、および特別児童手当受給者が対象である。

交通機関の料金割引

- JR、市電、函館バス等の料金割引
- ・身体障害者手帳または療育手帳の所持者のみ対象

障害者等外出支援事業

- 函館バス、市電の料金の一部助成<対象者>
- ・身体障害者手帳(1～4級所持者)
- ・療育手帳(A判定、中度)所持者
- ・特別児童扶養手当受給者
- ・精神障害者保健福祉手帳(1～3級所持者)

タクシー料金助成

- ・身体障害者手帳または療育手帳の所持者のみ対象
- ・基本料金のみ対象
- ・年間36枚までの助成券

身体障害者

その他障がい者